## 会員等の分別管理に関する監査法人等による 監査の結果について



## 1. 経営者報告書の作成及び受検の状況

会員・特定業務会員は、顧客資産の分別管理の状況に関して、年1回以上定期的に経営者報告書を作成した上で、 監査法人等による外部監査を受検することとなっている。

2024年度の経営者報告書※1の作成及び受検の状況は以下のとおり。

会員•特定業務会員※2	経営者報告書の作成・受検会社※3
268社	202社

## 2. 分別管理の履行状況

本協会が2024年度の基準日※4現在における会員・特定業務会員の分別管理の履行状況を集約した結果は以下のとおり。

- 分別管理の履行状況に不備なし:202社

<sup>(※1)</sup>会員・特定業務会員が、法令に従って顧客資産の分別管理をしていたかどうかを表明する文書であり、監査法人等から受領する「分別管理監査報告書」とともに、その写しを営業所等に備置することによる公衆縦覧又はホームページへの表示が義務付けられている。

<sup>(※2)2025</sup>年3月末時点の社数。

<sup>(※3)</sup>顧客資産の預託を受けていない会員等(66社)は対象外。

<sup>(※4)</sup>各社の経営者報告書において記された監査対象基準日。